

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定に係る事項の変更

健康推進課

○ 海区漁場計画の内容等

水産課

○ 道路の区域変更

道路整備課

○ 道路の供用開始

〃

○ 道路の占用を制限する区域の指定

〃

【公告】

○ 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請

農村振興課

○ 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

都市計画課

○ 随意契約の相手方の決定

会計課

【人事委員会】

○ 令和3年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験の実施

人事委員会

○ 令和3年度障がい者対象の岡山県職員（事務）等採用試験の実施

〃

【正誤】

○ 岡山県企業局文書保存分類表の一部改正の正誤

総務学事課

（県例規集登載）

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百四十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十四条の規定により次のとおり変更の届出を受理した。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定に係る事項を変更した医療機関

名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
訪問看護ステーションわたぼうし	医療機関の所在地	真庭市本郷一八二五―六	真庭市本郷一八一九	令和三年四月一日

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県告示第四百四十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により、海区漁場計画を定めたので、同法第六十四条第六項の規定により当該海区漁場計画の内容、海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果等について次のとおり告示する。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 海区漁場計画の内容

1 免許番号

岡区第一四一号

2 漁業の種類、名称及び漁業時期

第一種区画漁業

わかめ養殖業

十月一日から翌年五月三十一日まで

3 漁場の位置

倉敷市大島地先

4 漁場の区域

点ア、点イ、点ウ及び基点第一二八三号の各点を順次結んだ三直線と倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防とによって囲まれた区域

点の位置

基点第一二〇五号 倉敷市児島田の口六丁目雁山岬突端に設置した標識

基点第一二五七号 倉敷市児島味野浜の宮突端に設置した標識

基点第一二七九号 倉敷市堅場島西端に設置した標識

基点第一二八三号 倉敷市児島元浜町児島ボートレース場一文字波止堤防南端に設置した標識

点ア 倉敷市児島元浜町六番地三地先防波堤北端（基部）

点イ 点アから基点第一二七九号見通し線と、基点第一二五七号から

倉敷市大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点

点ウ 基点一二五七号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通

し線と、基点第一二〇五号から基点第一二八三号見通し線との交

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

差点

- 5 存続期間
令和三年十一月十日から令和六年三月三十一日まで
- 6 区画漁業権に係る個別漁業権又は団体漁業権の別
団体漁業権
- 7 団体漁業権に係る関係地区
倉敷市児島、大島
- 二 海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果
 - 1 海区漁業調整委員会の意見の概要
海区漁場計画の案について適当と認める
 - 2 当該意見の処理の結果
海区漁場計画の案のとおり海区漁場計画を定めた
- 三 漁場図
岡山県農林水産部水産課に備え置き縦覧に供する
- 四 免許予定日
令和三年十一月十日
- 五 申請期間
令和三年八月十日から五十日間

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県告示第四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一八〇号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
高梁市高倉町飯部字入江向五四八七番一 地先から	高梁市高倉町飯部字小又五五三〇番五地 先まで	新	一一・二〇 四八・〇	四一〇・五
高梁市高倉町飯部字入江向五四八七番一 地先から	高梁市高倉町飯部字小又五五三〇番五地 先まで	旧	一一・二〇 二六・五	四一〇・五

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 服部射越線
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

地先まで 瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一三 先から 瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一地	地先まで 瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一三 先から 瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一地	
旧	新	別
六・〇 七・七	六・五 三一・二	(メートル)
二〇二・二	二〇二・二	(メートル)

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県告示第四百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	道路の路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	一八〇号	高梁市高倉町飯部字入江向五四八七番一地先から高梁市高倉町飯部字小又五五三〇番五地先まで	令和三年八月十日
県道	服部射越線	瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一地先から瀬戸内市邑久町福中字堂山八七八番一三地先まで	

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県告示第四百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占有を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占有を制限する区域

道路の種類	路線名	占有を制限する区域
一般国道	一八〇号	高梁市高倉町飯部字入江向五四八七番一地先から 高梁市高倉町飯部字小又五五三〇番五地先まで

二 占有の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占有の制限の開始の期日

令和三年八月十日

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

(三三〇)農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、岡山県農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があった。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
岡山市東区邑久郷四八〇八番一	田	一、三三〇
岡山市東区邑久郷四八〇八番二	田	七二

二 申請に係る農地の利用の現況

農地所有者が死亡しており、耕作の事業に従事する者が不在となっている。

三 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、岡山県農地中間管理機構(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団)から借受希望者に農地を貸し付ける。

四 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額及びその支払の方法

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額	補償金の支払の方法
令和三年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	一四、〇二〇円	農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に供託する。

五 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等(農地法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。)

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

は、知事に意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和三年八月二十四日（火）

2 提出先

岡山県農林水産部農村振興課

3 記載事項

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- (2) 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- (3) 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- (4) 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- (5) 意見の趣旨及びその理由
- (6) その他参考となるべき事項

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

〔三三一〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により倉敷市から岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 都市計画の種類

岡山県南広域都市計画第一種市街地再開発事業

二 都市計画の変更年月日

令和三年七月二十一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、倉敷市建設局まちづくり部市街地開発課において縦覧に供する。

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

〔三三二〕 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和三年八月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
基幹システム共通基盤更新に伴う統合財務会計システム移行業務
- 二 契約期間
令和三年七月一日から令和四年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年七月一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国
岡山県岡山市北区表町一丁目五番一号
- 六 契約金額
四五、六五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額四、一五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県人事委員会公示第七号

令和三年度社会人経験者等対象の岡山県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十名	知事部局（本庁、県民局等）等において、一般行政事務に従事する。
土木	三名	知事部局（本庁、県民局等）において、道路、河川、港湾、都市計画等の事業に関する企画、設計、施工管理等の専門的業務に従事する。

二 受験資格

昭和五十六年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、昭和五十六年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者であっても受験することができない。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- 3 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

		行政	試験区分
		教養試験	種目
		論文試験	内容
		適性検査	
		資格加点	<p>基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。</p> <p>表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。</p> <p>性格、心理等について検査を行う。</p> <p>七1の受験申込の際に証明書類の写しを添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定について、当該証明書類の原本の確認により、業務に資する専門的技術及び知識について行う。</p>
中国語	英語	分野	
中国語検定試験二級以上	<p>国際連合公用語英語検定試験A級以上</p> <p>TOEFL (iBT) 七九点以上</p> <p>TOEFL (PBT) 五五〇点以上</p> <p>TOEIC七三〇点以上(団体特別受験制度(IPテスト)によるものを除く。)</p> <p>実用英語技能検定(英検)準一級以上</p>	資格・免許・検定	

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

分野	期 間	<p>なお、次に掲げる分野の資格・免許・検定については、次に掲げる期間に取得したものに限り加点する。</p>	<p>計 援・会 経営支</p>	<p>情 報</p>	<p>韓国語</p>	<p>中国語コミュニケーション能力 検定五五〇点以上</p>
			<p>日商簿記検定試験一級 経営支援・会計業務を遂行するに当たり、高度な専門的知識を有する国家資格（中小企業診断士その他これと同等以上の資格として岡山県人事委員会が認める資格）</p>	<p>経済産業省管轄の国家試験である情報処理技術者試験（情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験、基本情報技術者試験及びこれらに相当する試験を除く。）及び情報処理安全確保支援士試験の合格者</p>	<p>韓国語能力検定試験準二級以上 ハングル能力検定試験四級以上</p>	<p>漢語水平考試筆記試験六級一八〇点以上、筆記試験五級一八〇点以上、口頭試験高級六〇点以上</p>

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

四 試験の期日及び試験会場

	土 木	行 政	試 験 区 分
口 述 試 験	論 文 試 験	口 述 試 験	種 目
第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	表現力、理解力、構成力、企画力、専門的知識等について記述試験を行う。	グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。	内 容

2 第二次試験

		土 木					
適 性 検 査	専 門 試 験	教 養 試 験					
性格、心理等について検査を行う。	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む）、材料・施工等の出題分野から択一式による筆記試験を行う。	基礎的な知的能力について択一式による筆記試験を行う。	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">情 報</td> <td style="text-align: center;">語 学</td> </tr> <tr> <td>平成三十年八月十日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）</td> <td>令和元年八月十日から試験の申込みの時点まで</td> </tr> </table>	情 報	語 学	平成三十年八月十日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）	令和元年八月十日から試験の申込みの時点まで
情 報	語 学						
平成三十年八月十日から試験の申込みの時点まで（情報処理安全確保支援士として登録している場合を除く。）	令和元年八月十日から試験の申込みの時点まで						

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

1 第一次試験

試験の期日		試験会場	
令和三年十月十七日（日曜日）		岡山会場	
東京会場		岡山市北区伊島町三丁目一番一号 岡山県生涯学習センター	
都道府県会館	東京都千代田区平河町二丁目六番三号	岡山市北区伊島町三丁目一番一号 岡山県立烏城高等学校	

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和三年十一月二十五日（木曜日）から同年十二月五日（日曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容

第一次試験	令和三年十一月四日（木曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和三年十二月十四日（火曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

(1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。

(2) 採用者は、任命権者（岡山県知事をいう。以下同じ。）からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和四年四月一日とする。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

(1) 令和三年四月採用者（大学新卒者）の給料月額は、一九四、三〇〇円である。なお、職務経歴等のある場合は、この額に一定の基準で算出された額が加算される。

(2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

1 試験を受けようとする者は、令和三年八月十日（火曜日）から同年九月十七日（金曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に登載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

◎岡山県人事委員会公示第八号

令和三年年度障がい者対象の岡山県職員（事務）、市町村立小・中学校事務職員及び岡山県警察行政職員の採用試験を次のとおり実施する。

令和三年八月十日

岡山県人事委員会委員長 秋 山 義 信

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
岡山県職員（事務）	八名	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。
市町村立小・中学校事務職員	一名	市町村立小・中学校（岡山市立であるものを除く。）等において、学校事務をつかさどる。
岡山県警察行政職員	一名	警察本部、警察署等において、予算・経理、庶務、統計、警察施設の維持管理、交通管制、運転免許事務、犯罪捜査の支援等の警察運営に必要な様々な業務に従事する。

二 受験資格

1 次に掲げる要件の全てを満たす者

(1) 平成三年四月二日から平成十六年四月一日までに生まれた者

(2) 次のいずれかの交付を受けている者

ア 身体障害者手帳

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定により都道府県知事の定める医師が、当該都道府県において同条の規定による申請に用いられる様式により作成した、障害の種類及び程度並びに障害者の雇用の

促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）別表に掲げる障害に該当する旨が記載された診断書及び意見書

ウ 産業医によるイに準じる診断書及び意見書（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障がいに係るものを除く。）

エ 都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九の指定都市の長が交付する療育手帳

オ 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は地域障害者職業センターが作成した知的障害者であることの判定書
カ 精神障害者保健福祉手帳

(3) 活字印刷文又は点字による出題に対応することができる者。ただし、点字による出題は、岡山県職員（事務）及び岡山県警察行政職員に係る試験に限る。

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。
い。

(1) 日本の国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者

(3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 教養試験

高等学校卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

(2) 作文試験

表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

令和3年8月10日 岡山県公報 第12317号

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
令和三年十月三十一日(日曜日)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和三年十一月二十九日(月曜日)から同年十二月五日(日曜日)までのうち指定する日(第一次試験の合格者に対して、直接通知する。)	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和三年十一月十日(水曜日)	合格者の受験番号
第二次試験	令和三年十二月十四日(火曜日)	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和四年四月一日とする。

- (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- (1) 令和三年四月採用者（新卒者）の給料月額は、一五七、九〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 1 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県人事委員会事務局（岡山市中区古京町一丁目七番三六号岡山県庁分庁舎二階）に提出すること。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。

- 2 受験申込書は、令和三年八月十日（火曜日）から同年九月二十二日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県人事委員会事務局において受け付ける。ただし、岡山県警察行政職員に係る受験申込書については、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

- 3 インターネットによる受験申込みは、令和三年八月十日（火曜日）から同年九月二十二日（水曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験申込書及び受験案内は、岡山県人事委員会事務局等で交付する。なお、郵便で請求する場合は、百四十円分の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。また、岡山県人事委員会事務局のホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

〔二〇〕令和三年七月三十日付け公布岡山県企業局文書保存分類表の一部改正（岡山県企業訓令第四号）に誤りがあった。

頁・行	一・終わりが ら三
誤	本則の
正	本則